

美馬市危機管理指針

平成 23 年 4 月

美 馬 市

目 次

第1章	総 則	
第1	目 的	・ ・ ・ ・ ・ P 1
第2	定 義	・ ・ ・ ・ ・ P 1～P 2
第2章	市の責務	
第1	基本的責務	・ ・ ・ ・ ・ P 2
第2	計画と実施	・ ・ ・ ・ ・ P 2
第3	職員の責務	・ ・ ・ ・ ・ P 3
第3章	協 力	
第1	市民の協力	・ ・ ・ ・ ・ P 3
第2	事業者の協力	・ ・ ・ ・ ・ P 3
第4章	危機管理の基本方針	
第1	事前対策	・ ・ ・ ・ ・ P 4～P5
第2	応急対策	・ ・ ・ ・ ・ P 5
第3	事後対策	・ ・ ・ ・ ・ P 5
第5章	計画の策定	
第1	美馬市地域防災計画	・ ・ ・ ・ ・ P 6
第2	美馬市国民保護計画	・ ・ ・ ・ ・ P 6
第3	美馬市危機管理計画	・ ・ ・ ・ ・ P 6
第6章	美馬市危機管理会議	・ ・ ・ ・ ・ P 6
参 考		
	指針を構成する計画	・ ・ ・ ・ ・ P 7
	危機管理対応フロー図	・ ・ ・ ・ ・ P 8
	危機管理会議	・ ・ ・ ・ ・ P 9

第1章 総 則

第1 目 的

この指針は、美馬市における危機管理の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な施策の推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。

第2 定 義

1 危 機

「危機」とは、「市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態」をいい、この指針においては、これを「災害（自然災害）」、「武力攻撃事態等」及び「事件等の緊急事態」の三つに大別して定義する。

(1) 災害（自然災害）

災害とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項で定める「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。

(2) 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 2 条第 2 号及び第 25 条第 1 項で定める「武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った状態」（武力攻撃事態等）及び「武力攻撃の手段に順ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態及び当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」（緊急対処事態等）等をいう。

武力攻撃事態等・・・着上陸侵攻、弾道ミサイル、ゲリラ・特殊部隊、航空攻撃等

緊急対処事態等・・・危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態、多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態、多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態、破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態等

(3) 事件等の緊急事態

事件等の緊急事態とは、テロ、感染症、環境汚染など、災害や武力攻撃事態等以外の危機をいう。

2 危機管理

危機管理とは、「災害」、「武力攻撃事態等」及び「事件等の緊急事態」という危機から、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的として、危機の発生を防止し、危機の発生後は、被害等の軽減を図り危機を收拾し、市民生活を平常に復することをいう。

第2章 市の責務

第1 基本的責務

市は、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市の有するすべての機能を十分に発揮し、関係機関等と連携・協力し、危機に係る対策を総合的に推進する責務を負う。

第2 計画と実施

市は、関係機関等の協力を得て、法令に基づく計画及びこの指針に基づく計画、並びにそれぞれの計画の実施にあたって必要な細部計画を策定し、これを実施する責務を負う。

第3 職員の責務

職員は、常に危機管理に関する知識・技術の習得に努め、危機発生時は、直ちに対策に関する事務に従事し、市民の生命、身体及び財産の安全を確保する責務を負う。

第3章 協 力

第1 市民の協力

- 1 市民は、平常時より様々な危機に備えるために、危機管理に関する知識・技能の習得に努めるとともに、自己の家屋等の安全性の向上、危機に対する必需品の備蓄、その他、日ごろから危機に備えるための自助の手段を講ずるよう努める。
- 2 市民は、危機に関する訓練等に参加することにより、危機に際しての自発的な活動などが実施できるよう努める。
- 3 危機管理において、市民は、相互に連携を図るとともに、市の危機管理に積極的に協力するよう努める。

第2 事業者の協力

- 1 事業者は、その管理する施設、組織などにおける危機の発生の抑制に努めるとともに、その社会的責任に基づき、その能力を活用して市の危機管理に積極的に協力するよう努める。
- 2 危機管理において、事業者も地域社会の一構成員として、積極的に市民及び地域の防災組織などと連携・協力し、共助に努める。

第4章 危機管理の基本方針

第1 事前対策

事前対策では、平常時より危機を想定し、その予防に最善を尽くすとともに、応急対策及び事後対策を実施するための準備に万全を期すよう努める。

1 危機に関する調査・研究

各部局は、平時より危機発生に関する要因・危険度・被害等について調査・研究を行い、危機に対する予防・被害の軽減等の対策に反映させる。

2 点検・確認の実施

各部局は、所管業務や情報連絡及び緊急体制の点検・確認を実施するとともに、重要な施設や設備、資機材等の適切な管理を行い、緊急時に有効に活用できるよう努める。

3 訓練・研修への取組み

危機を想定した訓練や危機管理に関する知識・技術を習得するための研修などを行い、積極的に取組む。

4 関係機関等との連携強化

危機事象発生時に迅速かつ的確な応急対策を実施できるよう、平時より関係機関等と連携を密にして、協力体制の強化に努める。

第2 応急対策

危機事象発生時には、被害や影響を最小限に止めるための応急対策を実施し、市の能力を最大限に活用し、市民の生命の安全を最優先に事態を迅速に収拾するために最善を尽くす。

1 危機発生時の組織体制

危機発生時には、直ちに関係部局が対策本部等の必要な体制をとり、迅速に対応する。

危機の規模や被害が甚大で、全庁的な対応が必要な場合は、市対策本部等の組織体制に迅速に移行するなど、状況に応じた対応を行う。

2 活動方針の決定

危機事象発生時には、対策本部等は、速やかに必要な情報を収集・分析し、この結果に基づき的確な活動方針を決定し、応急対策を実施する。

3 関係機関との連携

危機事象発生時には、被害や影響を最小限に止めるため、関係機関等と連携・協力して応急対策を実施し、事態を迅速に収拾する。

第3 事後対策

事後対策では、危機の収拾後に、市民生活の回復を図るため、支援等を実施し、危機の再発防止、被害の軽減、応急対策の改善等を目的とし、総合的な検証を行い、危機管理全体の向上に努める。

第5章 計画の策定

市は、「美馬市地域防災計画」、「美馬市国民保護計画」及び「美馬市危機管理計画」の三つの計画を策定し、この指針の目的を実現する。

第1 美馬市地域防災計画

「美馬市地域防災計画」は、災害対策基本法に基づき、美馬市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、「美馬市防災会議」が策定する地域防災計画であり、災害の種類に応じて「一般災害（風水害）対策編」及び「震災対策編」に区分し、二編で構成する。

第2 美馬市国民保護計画

「美馬市国民保護計画」は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び「徳島県国民保護計画」に基づき、武力攻撃事態等に備えて、市民の保護のための措置の実施に関する計画で、「美馬市国民保護協議会」に諮問したうえで策定する。

第3 美馬市危機管理計画

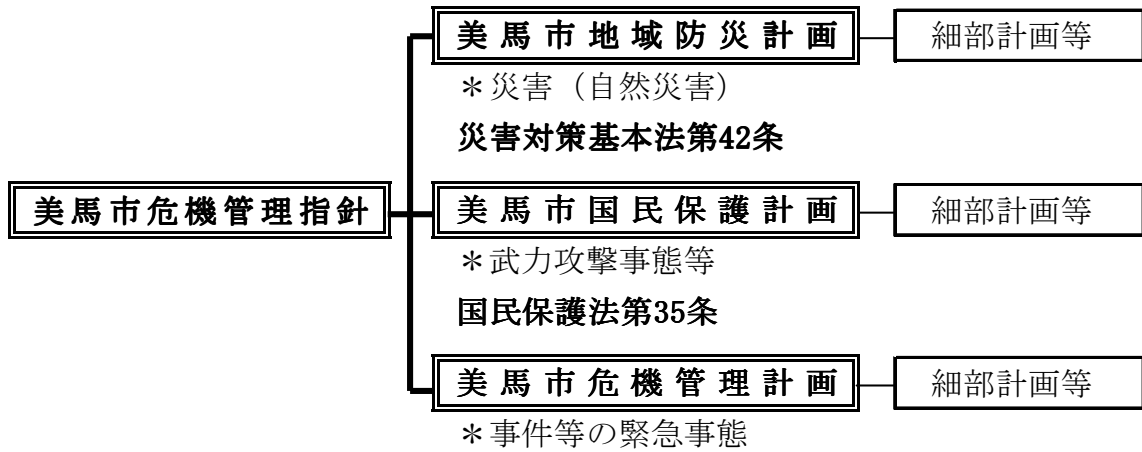
「美馬市危機管理計画」は、この指針に基づき、テロ、感染症、環境汚染等、「災害」や「武力攻撃事態等」以外の危機に対処するための計画とし、「美馬市危機管理会議」で策定する。

第6章 美馬市危機管理会議

美馬市の危機管理の一層の充実と推進体制の強化を図るため、庁内に「美馬市危機管理会議」を置く。

この会議は、議長、副議長及び委員をもって組織し、議長は市長、副議長は副市長、教育長及び消防長、委員は各部長等及びその他市長が指定する職員をもって充て、事務局は、総務課に置く。

指針を構成する計画



美馬市危機管理会議

